

第 30 回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 1 月 27 日（金）午後 1 時 30 分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 17 名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明	3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 0 名

5. 議事日程

日程第 1		農業委員会業務報告について
日程第 2	議案第 1 号	農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第 3	議案第 2 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について
日程第 4	議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第 5	議案第 4 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用配分計画（案）の決定及び意見書の提出について
日程第 6	議案第 5 号	大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針の一部改正について

6. 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後 2 時 30 分

8. 会議の概要

議長	<p>第 30 回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、議長において、13 番・太田福司 委員、14 番・竹内 稔 委員を指名いたします。</p> <p>日程第 1、農業委員会業務報告を行います。事務局より内容説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>それでは、12 月 16 日開催の第 29 回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。</p> <p>1 の会議関係では、1 月 16 日に農政委員会を開催しております。</p> <p>ご審議いただいた案件は、大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針の修正 1 件についてでございます。</p> <p>ご審議いただいた案件につきましては、この後の議案において、皆様にご審議いただきます。</p> <p>次に 2 番「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告等について」でございます。</p> <p>今月の報告は 1 件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>また、3 法人から、提出期限を過ぎ、事務局より再度の通知をしても、正式に報告書の提出を受けていない状況となっておりますが、3 法人のうち、本日、1 法人から提出がございました。番号 2 番の法人でございます。残りの 2 法人につきましては、今後も報告書の提出を促して参ります。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありますか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第 2、議案第 1 号、「農地法第 18 条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号 1 番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>

<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地法第18条の規定では、農地等賃貸借の解除等の制限を定めております。</p> <p>農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。</p> <p>ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明らかな場合と規定されております。</p> <p>今回、この例外規定の合意解約1件の通知がございました。</p> <p>つきまして、この合意解約につきまして、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番、所在及び地番につきましては、字■■■■、登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であります。</p> <p>面積は、■■■■㎡のうち■■■■㎡、貸付人は■■■■■■■■、借受人は、■■■■■■■■氏であります。解約申入日は■■■■月■■■■日、解約成立日は、土地引渡日、解約通知日は、■■■■月■■■■日であり、解約事由は、離農のためであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>

	<p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものであります。</p> <p>今回審議いただく案件は、使用貸借による権利の設定の1件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号、申請番号1番の審議にあたり、■■■委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■他7筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■</p>

<p>議長</p> <p>■■■委員</p>	<p>■■㎡のうち■■■㎡であります。</p> <p>貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏であり、経営移譲による使用貸借であります。本地区の担当委員は■■■委員となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当委員、■■■ 委員から報告願います。</p> <p>申請番号1番につきましては、経営移譲による使用貸借の案件です。</p> <p>借主は、意欲的に経営拡大を図り、また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番から4番の件を議題といたします。</p>

<p>瀬尾局長</p>	<p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は4件でございます。</p> <p>内訳は、新規の賃貸借が4件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第3号、申請番号1番の審議にあたり、■■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>申請番号1番から4番につきましては、賃貸借の案件となります。</p> <p>申請番号1、所在、地番につきましては、字■■■■ ■■■■ 他5筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■■■㎡のうち■■■■㎡であります。貸主は ■■■■ ■■■■ 氏、借主は ■■■■ ■■■■ 氏、経営面積は、■■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■■円、10a当り■■■■円、期間は、令和5年2月1日から令和15年1月31日の10年であります。この案件に伴う、あっせん会議を令和4年12月14日に第3班 牧田班長 他4名により実施しました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に申請番号1番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第3班 班長、牧田 日出男 委員から報告願います。</p>
<p>牧田委員</p>	<p>申請番号1番につきましては、農用地利用集積の申し出があったため、農事組合長並びに、両名と協議しました。</p> <p>賃貸借期間は10年、賃借料については、12月14日にあっせん会議を開き両者に価格を提示して、了承を得ております。</p>

議長

ご審議の程よろしく申し上げます。

以上で、報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第3号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

次に申請番号2番から4番の内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉主幹

申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■■-■■■ 他6筆であります。

登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円、10a当り■■■円、期間は、令和5年2月1日から令和15年1月31日の10年であります。この案件に伴う、あっせん会議を令和4年12月14日に第3班 牧田班長他4名により実施しました。

申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■ 他4筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円、期間は、令和5年2月1日から令和10年1月31日の5年あります。

<p>議長</p> <p>牧田委員</p>	<p>申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■■■-■■■ 他4筆であります。</p> <p>登記簿・現況地目は畑とその他、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円、10a 当り■■■円、期間は、令和5年2月1日から令和10年1月31日の5年であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に申請番号2番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。</p> <p>第3班 班長、牧田 日出男 委員から報告願います。</p>
<p>議長</p> <p>■■■委員</p>	<p>申請番号2番につきましては、農用地利用集積の申し出があったため、農事組合長並びに、両名と協議しました。</p> <p>賃貸借期間は10年、賃借料については、12月14日に、あっせん会議を開き両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程よろしく願います。</p> <p>次に、地区担当委員より地域調整報告を求めます。</p> <p>申請番号3番について、■■■地区担当 ■■■ 委員より報告願います。</p> <p>申請番号3番につきましては、農用地利用集積の申し出があったため、農事組合長並びに、両名と協議しました。</p> <p>賃貸借期間は5年、賃借料については、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程よろしく願います。</p>
<p>議長</p> <p>■■■委員</p>	<p>次に、申請番号4番について、■■■地区担当 ■■■ 委員より報告願います。</p> <p>申請番号4番につきましては、農用地利用集積の申し出があったため、農事組合長並びに、両名と協議しました。</p> <p>賃貸借期間は5年、賃借料については、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程よろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、報告が終わりました</p> <p>これより質疑に入ります。</p>

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第3号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号2番から4番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第4号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)の決定及び意見書の提出について」の件を議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)の決定及び意見書の提出について」の提案説明を申し上げます。

農地中間管理事業とは、農地中間管理機構、北海道では、北海道農業公社がその組織にあたりますが、農地を貸したい者から農地を借受け、地域の担い手に集積・集約を図るために貸付けする事業であります。

平成25年に農地中間管理事業の推進に関する法律が制定され、当町でも国からの補助金も手厚く措置されたことや複数戸法人の設立時期と重なったこともあり、平成26年、27年に、この事業を活用しております。

この法律の第19条では、「農地中間管理機構は、借りた農地を地域の農業者へ貸付するための農用地利用配分計画を定める場合、市町村に対し、協力を求めることができるとされており、協力を求められた市町村は、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」と定められておりま

<p>議長</p>	<p>す。</p> <p>今回、本事業により借受けしていた利用権者が、農地を合意解約するにあたり、新たなに権利の設定を受ける者への農地利用配分計画を定めるにあたり、大樹町より意見を求められたものであります。</p> <p>つきましては、農地利用配分計画(案)の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>次に、議案第4号、申請番号1番の審議にあたり、■■■委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画(案)の決定及び意見書の提出について説明させていただきます。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用配分計画(案)を決定し、農業委員会の意見書を、大樹町長に提出する案件であります。</p> <p>所在、地番につきましては、字■■■-■■■であります。</p> <p>登記簿、現況地目は、何れも畑であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であり、所有者は、■■■ ■■■氏であります。</p> <p>■■■地区において、農地の配分(案)を協議し、利用権者が■■■ ■■■氏から、■■■ ■■■氏に変更するものであります。</p> <p>当地における借賃は、年額■■■円であり、期間は、令和5年3月15日から令和7年5月25日の2年であります。</p> <p>農地配分調整は、12月14日に第3班 牧田班長 他4名で実施しております。</p>
<p>議長</p> <p>牧田委員</p>	<p>また、農地利用配分計画(案)に関する点検票も、添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第3班 班長、牧田 日出男 委員から報告願います。</p> <p>本案件につきましては、12月14日に第3班において、農地配分調整を行い、利用権を、■■■氏から■■■氏に変更いたしました。</p>

<p>議長</p>	<p>借主につきましては、既に安定的な農業経営を行っており、農業者の経営に支障を及ぼすことないことから、今回の農用地利用配分（案）は、班としては妥当だと認めます。</p> <p>ご審議の程お願いします。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画（案）の決定及び意見書の提出について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第6、議案第5号、「大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針」の一部改正についての件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>議案第5号「大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針の一部改正について」の説明を申し上げます。</p> <p>農業委員会等に関する法律7条の規定に基づき、大樹町農業委員会に係る指針を定めるもので、今回の一部改正は、令和5年4月1日の改正法の内容を反映させるため、修正を行うものですが、令和5年4月1日施行の法に適合させるため、大幅な修正が必要になったことから今回、ほぼ全部を修正するものです。</p>
<p>議長 瀬尾局長</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>現在の指針、5月に決定した指針を一番最後につけていますので、お開きく</p>

ださい。左上に改正前と表示しています。一枚ものでございます。

既に承認済みの「指針」につきましては、農地等の利用最適化に関する推進目標として、認定農業者等への農地の集積・集約化、遊休農地の解消・発生防止、新規参入者の促進にそれぞれ現状と目標を設定しており、又、それらの推進方法についても裏面に記述しておりますが、今回修正を行う「指針」は、全国農業会議所の参考例に準じて作成しております。

次に今回改正する指針（案）をご覧ください。

標題に大樹町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）と書いてあります。ひとつ前のホッチキス止めしてある書類です。

まず最初に、第1の基本的な考え方を新たに加えております。次に第2具体的な目標、推進方法及び評価方法で1、遊休農地の発生防止・解消の遊休農地の解消目標についてですが、現状を令和2年3月、3年後の目標を令和5年3月、目標を10年後の令和12年3月に設定しています。

遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法についてですが、①の農地利用状況調査と利用意向調査の実施についてですが、法に基づき実施する旨の記載となっております。②の農地中間管理機構との連携についてですが、利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構への貸付手続きを行うとしております。③非農地判断についてですが、再生利用が困難と区分された農地について、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化するとしております。

遊休農地の発生防止・解消の評価方法については、遊休農地の割合により評価するとしております。

担い手への農地利用集積目標についてですが、表には、担い手への農地利用集積目標を、現状を令和2年3月に、3年後の目標を令和5年3月に、目標を10年後の令和12年3月に設定しています。目標数値につきましては、現状の数値を維持していきたいとの考えから現状と同じに設定しています。

担い手の育成・確保についても同じ考えで、目標数値は現状をあくまでも維持していきたいとするものとしております。

担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法の「地域計画」の作成・見直しについてですが、農業委員会として地域計画の作成と見直しに主体的に取り組むとしております。

農地中間管理機構等との連携についてですが、各団体と連携し、農地の出し

手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行うとしております。

農地の利用調整と利用権設定についてですが、集積の進んでいる地域では、利用権の再設定を推進し、受け手が少ないなどの地域は、法人化や新規参入の推進をするなど、地域に応じた取組を推進するとしております。

農地の所有者等を確認することができない農地の取扱についてですが、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて、利用権が設定できる制度を活用し、農地の有効利用に努めるとしております。

担い手への農地利用集積・集約化の評価方法ですが、担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価するとしております。

新規参入者の促進についての、新規参入の促進目標についてですが、現状を令和2年3月に、3年後の目標を令和5年3月に、目標を10年後の令和12年3月に設定しております。

新規参入者の個人と法人それぞれ、希望的数値になりますが、目標を1人又は、1法人とし、面積もそれぞれ10haとしております。新規参入の促進に向けた具体的な推進方法の関係機関との連携についてですが、各関係機関と連携し、必要に応じて現地見学や相談会を実施するとしております。

新規就農フェア等への参加についてですが、ここについても各団体と連携し、農業委員が新規就農フェア等に積極的に参加し、情報収集に努め、新規就農者の受入れとフォローアップ体制を整備するとしております。

企業参入の推進についてですが、担い手が不足している地域では、農地中間管理機構を活用し、積極的に企業参入の推進を図るとしております。

農業委員会のフォローアップ活動についてですが、農業委員は、新規参入者の地域の受入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担うとしております。

新規参入の促進の評価方法ですが、新規参入者の促進の進捗状況は新規参入者の数により評価するとしております。

第3に「地域計画」の目標を達成するための役割についてですが、5項目で、日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認、農家への声掛け等による意向調査、「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング、農地中間管理事業の活用の働きかけ、「地域計画」の定期的な見直しへの協力としております。

以上の内容を修正後の指針として定めたいのですが、今後、北海道などから

	<p>細かな修正を求められた場合には事務局に一任していただきたいと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明を終わります。 内容の説明が終わりました。 次に、農政委員会より報告を求めます。 農政委員長 片岡文洋委員より報告願います。</p>
<p>片岡委員</p>	<p>1月16日に農政委員会を開催し、指針の一部改正（案）の内容について審議いたしました。</p> <p>農政委員会においては、改正法に基づき指針が修正されており、内容等に不備はなく、総会に諮ることを了承としております。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第5号、「大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針の一部改正について」の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。 事務局より説明します。</p> <p>瀬尾局長</p> <p>次回の総会につきましては、2月24日金曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p>

議長

以上をもって、第 30 回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和5年1月27日

会 長

委員(13 番)

委員(14 番)